

(様式1)

予備検討結果報告書

事業担当課・室 資産経営課県有建物整備班

導入検討対象事業の名称	
県有施設再整備事業(山武合同庁舎再整備事業)	
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>山武合同庁舎には地域振興事務所、農業事務所(企画振興課・改良普及課)、県税事務所及び教育事務所分室が、東金合同庁舎には土木事務所及び農業事務所(総務課、地域整備課、指導管理課)がそれぞれ入居し業務を行っている。</p> <p>山武地域の東金地区に点在している庁舎等については、築50年を目前にし老朽化が目立つ合同庁舎が2棟(山武合同庁舎、東金合同庁舎)あり、建替えが急務となっている。また、同地区内にある山武農業事務所両総用水管理課(東金市田間)については、築22年目の建物は使用可能ではあるものの、農業事務所の機能が分散している。</p> <p>以上のことから、2つの合同庁舎と1つの単独庁舎を新たな合同庁舎内に集約し業務の効率化を図る。</p>
(2)整備予定場所	東金市東新宿1-11他
(3)施設規模	庁舎棟 RC造4階建て 5,059 m ² 車庫・倉庫棟 S造2階建て 1,366 m ²
(4)施設稼働期間	50年(H30年度末現在)
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	有り ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無し
(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
(8)契約予定時期	平成31年度
(9)建設・整備期間	平成33年度から平成35年度
(10)供用開始予定時期	平成36年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	
3. 予備検討結果	
(1)PFIの適性確認	<p>○ 設計から建設、維持管理までの業務は一括で民間事業者 に委託できる事業である。</p> <p>なお、運営については県が直接行う必要がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用できる補助金がなく、法制度面で導入が不可でない事業である。 ○ 過去の導入検討において、導入可能性がないとされていない事業である。 ○ 全体事業の一部の施設整備等に着手していない事業である。 <p>以上により、PFI 適正を欠く事業ではない。</p>
(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)	VFM -0.1 億円 -0.3%
(3)定性的確認結果概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計については、維持管理業務全般を一括発注できることを踏まえると、民間事業者のノウハウや創意工夫の余地はある程度見込まれる。 ○ 維持管理業務については、一括発注することにより、民間事業者のノウハウや創意工夫の余地があり、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られるが、運営を委託できないため、その効果は小さい。 ○ 修繕等については、個別業務発注の事務手続きを要さず、PFI 事業者の判断で迅速な対応をとることが可能となる。 ○ 運営については、設置者自らが行うこととされているため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地はなく、公共サービスの向上は期待できない。 <p>以上により、民間事業者のノウハウや創意工夫が最も期待される運営については委託できず、公共サービスの向上は見込まれないが、設計や維持管理業務において一定の効果はあることから、定性的効果はある程度見込まれる。</p>
事業担当課における検討結果	<p><その他考慮事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同庁舎の建替え PFI 事例としては、国や他の自治体において複数実施されている。 ○ 収益施設については、現在のところ設置の予定はないが、庁舎という性格上、受益者は主に職員であり、収益性は低いと考えられるため、通常のコンビニ等の設置は困難である。 <p><検討結果></p> <p>3. 予備検討結果等より、PFI 適性は認められ、定性的効果もある程度見込まれるものの、定量的効果がないことから、従来手法による整備が妥当である。</p>

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入